

【出席者】

■ 公民館運営審議会委員

都竹	茂樹	委員
山西	裕美	委員
山城	千秋	委員
岩下	眞	委員
中村	和徳	委員
岩下	礼子	委員
加藤	貴司	委員
戸野口	庄子	委員
大村	景子	委員
山田	はる美	委員
稲田	憲生	委員
山口	温代	委員
坂梨	重光	委員
山田	裕一	委員

以上 14 人

《欠席者》

井手	宏美	委員
----	----	----

以上 1 人

■ 事務局

松井 首席審議員兼生涯学習課長
(公民館関係)

- ・ 中央区五福公民館 進野館長
- ・ 東区 託麻公民館 北里館長
- ・ 〃 秋津公民館 小島館長
- ・ 〃 東部公民館 村上館長
- ・ 西区 西部公民館 松永館長
- ・ 〃 河内公民館 北野館長
- ・ 〃 花園公民館 田中館長
- ・ 南区 富合公民館 黒木館長
- ・ 〃 飽田公民館 田邊館長
- ・ 〃 天明公民館 緒方館長
- ・ 〃 幸田公民館 山田館長
- ・ 〃 城南公民館 高濱館長
- ・ 〃 南部公民館 菊地館長
- ・ 北区 植木公民館 嶋村館長
- ・ 〃 北部公民館 和田館長
- ・ 〃 清水公民館 田端館長
- ・ 〃 龍田公民館 早崎館長

(事務局)

- ・ 川口社会教育主事 (生涯学習課)
- ・ 西主幹兼主査 (〃)
- ・ 磯部参事 (〃)
- ・ 佐原参事 (〃)

以上 22 人

《欠席者》

- ・ 紫垣 市民局市民生活部長
- ・ 中央区大江公民館 岡崎館長
(中央区中央公民館館長併任)

【会議資料】

- ・ 平成 29 年度 第 1 回公民館運営審議会 会議資料
- ・ 報告案件資料 (【報告 1】【報告 2】)
- ・ 参考資料 (関係法令)

発言者	発言要旨
	【開会】
	【新任委員への委嘱状交付】
事務局	【事務局あいさつ】
	【委員及び職員紹介】
	【委員長及び職務代理者の選出】
	【議事（1）】平成28年度 事業報告について
事務局	（1）平成28年度 事業報告について 公民館利用状況の説明
事務局	（1）平成28年度 事業報告について 事業概要の説明 重点事業の実施状況についての説明
委員	重点事業の人権課題について、「講座対象を『どなたでも』とすることの意味」について、もう少し詳しく聞かせてほしい。
事務局	市政だよりや公民館便り等公民館の主催事業の募集において、これまで受講対象者を「どなたでも」と表記していた経緯がある。（年齢や性別を問わないという意味で。）講座の内容によっては、子どもでは厳しいような時には、「18歳以上」と表現したりして対応していた。その中で、これまで安易に「どなたでも」と表記していたのではないかという課題が出た。 例えば、公民館に限らず、金峰山少年自然の家の主催講座において、「（子ども対象とした）どなたでも」として募集したところ、発達障がいを抱えているお子さんの申込に関する相談を受けた。また、公民館には車椅子を利用している成人の方の申込が実際にあった。そのような事例を受け、受け入れ側に、本当に子どもたちが気持ちよく受講できるような体制や環境があるのか、また、きちんと受け入れる体制や環境を整備していく必要があるのではないか、ということが社会教育主事会（以下「社教主事会」と表記）の研修の中で議論にあがったのが始まりである。その議論の中で、あらためて（募集の際に）「どなたでも」と表記することの重要性（重み）と、本当の意味で「どなたでも」受講できるような環境にしていこうとを再確認したところである。
委員	「どなたでも」の範囲について同様のお尋ねをしようと考えていた。昨年度の運営審議会にも出た内容ではあるが、「ダイバーシティ」の課題である。年齢・性別・国籍を問わないのはもちろんであるが、盲導犬を連れての参加や手話通訳が可能なのか、などである。もちろん、事前の申し出は必要かと思うが、ユニバーサルデザインな講座の開催は可能にしていきたい。1つの提案として、ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）、誰もが社会参加でき、誰もが自分の人権を尊重される社会となるための取組みを一番地域に身近な公民館において進めていただければ、公民館が考えている「どなたでも」参加できる公民館に近づくのではないかなと思う。
委員	今の意見に関連して。障がいを持つ方やLGBTの方が当たり前に公民館を利用できるようにすることを課題として平成29年度 of 取組みに盛り込んでほしい。平成28年度から障害者差別解消法の施行を受けて、行政としてきちんと取り組むという観点からも、例示の筆頭として「障がい者の方も利用しやすい公民館」という項目を事業計画に明記してほしい。

委員 (つづき)	また、主催事業の中の「教養講演会」について。よければ1年間の実施内容を一覧をご提示いただければと思う。さらに、人口の1割はいると言われている発達障がい者への理解を深めるためにも、発達障がいに関する講演会をぜひ実施していただきたい。 昨年度においては、審議会で意見させていただいた内容を、いくつかの公民館で実施していただいた経緯がある。例えば、託麻公民館や南部公民館の家庭教育学級や自主講座の運営者の方に対して、発達障がい者当事者の方がお話しする講演会を開催させていただいた。発達障がい者ということではなく、「多様な人の多様な学びを保障する」という意味で実践でき、反響も多くあった。このようなことを今後実施していただくためにも、「どなたでも」という表現ではなく、「障がいを持った方」や「ソーシャルインクルージョン」といった文言をきちんと事業項目に明記していただきたい。
事務局	今の委員のご質問の回答の前に、 平成28年4月からの障害者差別解消法の施行を受けて、平成28年度は社教主事会の研修においても、人権課題グループだけでなく、全体的な学びとして人権問題に取り組み、その成果として「どなたでも」受け入れるようにするという意識が高まったという経緯がある。 それを受けての全館での取り組みとして、公民館講座の講座案内や受講決定通知の中に、「講座受講に際して、公民館で配慮が必要な方についてはお申し出ください。」との文言を入れて配布したり周知したりしている。また、ある公民館では、聴覚障害者の受講者のために、障がい保健福祉課から要約筆記の方を派遣していただいたりしているところである。 教養講演会の全体の一覧表については、内容が70件ほどあるため、資料のページ数の都合上、代表的なものを掲載とさせていただいている。もちろん、全体の中には人権課題についての講演会を実施している。
委員	人権課題について、この「人権」というのは公民館における人権なのか、一般社会における「人権」なのか、教えてほしい。
事務局	一番のねらいは、公民館を誰でも気持ちよく利用していただけるということ、公民館において人権が守られているという点である。ひいては、熊本市民全体へ広がるというのが最終目標ではあるが、まずは公民館におけるハード面・ソフト面において人権が守られているかという点で取り組んでいるところである。
委員	公民館の講座受講生内でも、いざこざがあったり、ぎくしゃくしたりすることがある。そのような点からも、人権を意識できればと思うのだが、そういう点も含めているのか。
事務局	お互いを大切にするという気持ちを持っていただくという点で、公民館講座の講師はもちろん、自主講座の学級長（代表者）の方にも人権を意識していただくようには周知している。
委員	小中学校生の利用者数について、小学生は変化なく、中学生は若干の増加というお話が出たが、特に中学生などは部活動もあり、なかなか公民館を利用できていないかと思われる。また、子どもを対象にした講座もあるということで、余裕があれば参加しているのだろうと推測される。小さなところから公共施設を利用するのは大変いいことだと思うので、公民館でいろいろと子どもが参加できる講座を工夫していただいている点はいいいことだと思う。その中で、若干利用者が増加した理由があれば教えていただきたい。

事務局	さきほど課長が報告したが、P6に公民館利用者数の割合を載せている。これは主催事業と自主講座を合計したものであり、P9には主催事業の年齢別内訳を掲載している。 その中で、主催講座利用者における中学生の割合が、昨年度と比較し3ポイント上昇したとお伝えしたが、その要因としては、学校等からの依頼により実施している「おでかけ公民館」の開催数が多かったことが挙げられる。中学校からの要望により、中学校2年生時に実施する職場体験、いわゆるナイストライ前に「マナーアップ講座」を実施したり、人権教育指導室と連携した「ハートフル講演会」を実施している。それにより中学生の利用者数が増加したと考えられる。
委員	ナイストライとタイアップなどして、公民館があることも含め、公民館へ行くことで知ってもらい、公民館を中学生などにもっと利用してもらうことにつながるのではないかと思います。また直接的に繋がらないかもだが、中学生には「ジュニアヘルパー」という制度もある。これがなかなか広まらない状況ではあるが、広げるためには、やはり各方面への積極的な働きかけが必要かと思う。知ってもらうこと、周知することへの工夫を検討していただきたい。
委員	子育てサロンは子どもを持つ保護者向け、家庭教育学級は小中学校の保護者向けなど、すべての年齢層に向けたサポートをしているのかという点と、今年度の事業計画にも関連することではあるが、せっかく公費を使って講座を開催するのであるの、より多くの方に利用してもらえるような広報の仕方を考えているのかという点、2点をお尋ねしたい。(昨年度中学生の利用者が3ポイント増えているとはいえ、それは全体に占める割合が増加しただけで実数は減っている状態である。)
事務局	子育てサロンは、これまでは児童館・児童室を有する公民館において、乳幼児の保護者を対象にした講座である。今年度からは、予算編成において「子育てサロン経費」という別事業ではなく、通常的主催講座として実施していくこととしたため、児童館・児童室を有する公民館だけでなく、全ての公民館において実施する方向で検討しているところである。 また、家庭教育学級については、小中学校だけでなく、保育園・幼稚園においても実施しているところで、それぞれの園・学校に就園、就学しているお子さんの保護者向けの学級となっている。家庭教育学級においては、学級運営委員の方が企画した内容を実施しているところである。
委員	家庭教育学級の開設数についてお尋ねする。平成27年度と比べて学級数が4学級減少しているのは、やはり地震の影響か。また、富合・城南・植木については、熊本市に合併後に学級を開設していくという動きであったかと思う。その中で、富合は平成27年度から開設されており、城南においては、今年度から開設すると昨年度お話しがでていたかと記憶している。実際、今年度開設されたのか、開設されているのならば、この8月までの活動状況をお聞かせいただきたい。また、植木においても、同様に昨年度においては、「今後開設できるように働きかけをしている」との回答だったかと思う。植木においての進捗状況も併せてお答えいただきたい。
事務局	まず、平成27年度から比較した2増6減の学級数についてであるが、増加したのは、龍田西小と田迎西小である。6校減少したところは、中学校は出水南中と桜木中、小学校は、向山小・春日小・榎木小と古町幼稚園である。平成28年度開設されなかった理由としては、開設に賛同していただける保護者が集まらなかったことが挙げられる。 また、城南の家庭教育学級開設については、城南公民館長にお願いしたい。

事務局	城南の家庭教育学級については今年度開設しており、8月の時点で2回実施している。開設にあたっての事前打合せにおいて、小中学校単位ではなく、城南地区合同で実施したいとの意見があり、それを踏まえて、昨年度のPTA会長の方が中心となって運営していただいている状況である。目標としては月1回開催していきたいと考えている。
事務局	植木の家庭教育学級については、大変申し訳ないが現状を把握できていない。今後事務局を通じて回答できればと思う。
委員	植木について補足すると、昨年度は震災の影響で開設されなかったところであるが、おそらく今年度から開設されると聞いている。
	【議事(2)】平成29年度事業計画について
事務局	(2) 平成29年度事業計画について 1 公民館講座の充実 2 学習機会の充実と学びを活かす環境の整備 3 家庭教育支援の充実 それぞれの内容について説明
委員	今回提示していただいた内容で、すでに今年度の事業を実施されているとのことだが、昨年度の審議会の際にも申し上げたように、ぜひ「障がい者を含めた多様な方が利用しやすい公民館」「障害者差別解消法を考慮した事業の実施」といった文言を明記してほしい。市民の方が「障害者を考慮している公民館である」ということを意識できるような文言を明記してほしい。もし、そのような文言での表現が難しいのであれば教えてほしい。また、障がいをもった方が単に講座に参加できるというだけでなく、講師として一緒に協働で講座を企画することも可能であるので、そのような相談もしていただければと思う。 また、「家庭教育支援の充実」について提案がある。自分が家庭教育地域リーダーをさせていただいてるため感じることは、昨年度から家庭教育セミナー等についての所管が青少年教育課へ移管し、生涯学習課や公民館との情報共有や連携が難しくなっているということである。ぜひ、連携して取り組んでほしい。就学時健診等で実施している家庭教育セミナー(「親の学び」プログラム)の開催とセットで、家庭教育学級の開設についての広報を実施してはどうか。先日、桜木小においては、学校のPTAと保健委員会が主導で、「食」・「睡眠」などの他の分野と併せて「親の学び」プログラムを活用した講座を開催していた。そのような講座も一回で終わるものではなく、継続して開催できる工夫を家庭教育地域リーダーとも連携して実施してほしい。家庭教育力の低下を防ぐためにも、家庭教育学級で保護者に家庭教育の重要性を伝えていくのは重要ではあるが、なかなかそれが浸透するのは難しい。そのため、家庭教育学級の場合、単なる勉強の場ではなく、お互いの悩みを打ち明けられる場、癒しの場となるようにしていく工夫も必要だと思う。そのような土台を作ること、家庭教育力の向上に繋がるのではないかな。

事務局	「障がい者を含めた」という文言については、昨年度2月の審議会の際にもご意見をいただいたため、文言としては記載していないが、社教主事会において、「人権を意識した講座の実施」を全体的に取り組むとして再確認しているところである。文言を事業計画に記載するかについては、今後検討させていただきたい。 また、家庭教育学級への入級については、就学時健診の際に入級の案内のパネルを展示したり、5月のPTA総会の際にご案内の周知をしているところである。 さらに、3点目のご質問については、「家庭教育支援の充実」ということで受け止めている。おっしゃるとおり、決められた学習内容とするだけでなく、悩みなどを語り合える場になるように、公民館の社会教育主事に今回の提案内容を報告し、学級充実の実践に繋がるようにしたい。
委員	以前、五福小に勤務している際に、子どもたちを外で遊ばせるために公民館などと連携し、公民館の場所を使って、さまざまな遊びの体験を実施した。「あらゆる人が利用できる」という公民館を目指すのであれば、子どもたちもその対象として、公民館へ行けばいろんな人と会えて楽しいことがある、と思えるような場にしてみたい。公民館で開催する講座などの情報を学校に教えてもらえれば、子どもたちに紹介することは可能である。
事務局	五福公民館は五福小と、北部公民館は川上小と連携して実践している事例はある。どうしても物理的な距離が近い学校とは連携しやすくなってしまいう面はある。しかし、公民館では「開放授業」というものを開催している。内容としては、主に「卓球」、「囲碁・将棋」、「テニス」、「お話し会」などである。これは平成14年からの週5日制の実施に合わせた「子どもたちの居場所づくり」のための取り組みであった。しかしながら、実際的な問題として、小学生は子どもたちだけで校区外に外出することは禁止されているため、公民館に行くことができない子どもたちが多い。そのため、公民館側から地域に出向いていく「おでかけ公民館」を、学校や地域の子ども会からの依頼により実施している。それらを通じて、公民館に行きたいと感じる公民館を目指していければと考えている。
委員	子どもの時から公民館を身近感じていれば、大人になっても公民館を利用したり関わりをもったりするようになるかと思う。将来のことも考えて、今の子どもたちが公民館と関わっていけるような土台を作ってほしい。
委員	ボランティアの活用方法について。昨年度の地震直後は、専門の災害ボランティアが派遣されていたが、その後地震も落ち着いたところには、その専門スタッフはいなくなった。そのため、その後の被災者ケアなどに、もともと活動していた地域のボランティアの方々を活用したかったところであったが、なかなかうまくいかなかったようだ。公民館においてもボランティア養成講座などを通じて、公民館に所属するボランティアの方が増えているかと思うが、その方々が活動できる場をうまくコーディネートできていないようだ。市のボランティア連絡協議会においても、コーディネーターが地域のニーズを受け、ボランティアの活動に繋げている。今おられる公民館のボランティアの方々の活躍の場をうまくコーディネートしてほしい。
事務局	ご指摘の内容は「熊本市教育大綱」にも盛り込まれており、公民館における重点事業の中にも「学びを活かす環境の整備」として取り組んでいるところである。

委員	さきほど委員がおっしゃった「小さい頃から公民館と関わりを持つ」という点には賛同しているところである。しかし、自分の住んでる校区には公立の公民館がなく、夏休みとかの講座には参加できても、普段の生活の中では子どもだけでは公民館には行けないため、子どもたちにとっては、保護者の方が積極的に子どもの講座へ申し込みをしない限り、あまり利用しない遠い存在となっている。そこで、各校区には地域公民館があるので、その地域公民館とうまく連携して、子どもたちが気軽に遊びに行けるような場所になるような地域づくりをしていただきたいと思う。また、地域にはコミュニティセンターもあるので、そこで子どもたちの文庫活動をしている団体もある。そういった地域との連携も大事かと思う。
委員	今年度、熊本大学の学生と一緒に、公民館の熊本地震の被害についての調査をさせていただいた経緯があった。それについては各館のご協力に感謝申し上げる。 また今年度、公民館を取り巻く環境が少し変わった。まず名称が「まちづくりセンター」となり、看板や広報紙の名称も変わっているようだ。市民からすると建物は「公民館」であるが、看板は「まちづくりセンター」となった。また市全体として公立公民館に「地域担当職員」が配置されている。そのため、施設として「公民館」という名称がなくなっており、「公民館運営審議会」とある以上、「公民館」という名称をどのように残していくのか、気になるところである。また市民の方々にも「公民館とまちづくりセンターがどう違うのか」という疑問もあるのではないかと思う。 その中で、今後の公民館のあり方としての方向性をお尋ねしたい。今年度配置された「地域担当職員」と連携協力しながら公民館事業を実施していくのか、それとも「まちづくりセンター」が『まちづくり』に特化した業務をし、公民館は学習のみ行うということで業務を分けるのか。しかしながら、学習を伴わない『まちづくり』の活動というのはできないと考えられるため、今後は「まちづくりセンター」と「公民館」が有機的な連携や協力をとっていくのか、そのあたりについて聞きたい。今後、まちづくりに重点をおいていくということであれば、公民館での学習がどのように保障されるのか、今後の展望をお聞かせいただきたい。
事務局	基本的にはこれまでと同様に公民館事業を実施していく予定である。これまでがどちらかというと学習面に重きをおいていた。しかし、公民館の役割である『学ぶ・結ぶ・つなぐ』などがあり、その中の『つなぐ』にあたる『地域づくり・まちづくり』に関連することも公民館は担っている。学んだことを地域に還元していくということがそれにあたるかと思われる。そのような中で、これまで受身であったところを、行政側から地域へ出向いていく専門の職員を配置して、その職員が地域の課題を集めてきて、公民館の職員と連携して、地域の方と一緒に問題を考えたり、講座を開設したりして、その地域課題を解決していく、というのが「地域担当職員」の配置の目的である。

委員	公民館の活動の中で一番感じているのが、地域と公民館の連携が重要ではないかということである。自分が活動している花園公民館では、子育てサロンやいきいきサロンにおいては、公民館との連携によって開催しているところである。その中で公民館がもっているHP掲載などのノウハウを民生委員に与えてもらい、逆に民生委員のもっているノウハウを公民館の方に教えたりしながら、一緒に事業をやっていかうという考えで運営しているから活性化しているのではないかと考えている。 また、民生委員として高齢者に気をつけているのが「引きこもり」である。その引きこもりの方が、コンビニに毎日通い、コンビニの店長と会話をすることで安心しているという話を聞いたりする。さきほど委員が発言された「どなたでも」行きやすい公民館、という点に関連しているが、公民館にそのような高齢者が行きやすいスペースを作ったりして、そのコンビニと同様の役割を担えるといいのではないかと思う。そのようなかたちで地域との連携強化をしていく必要があるかと思う。
委員	今年度の事業計画における「ねらい」等について整理したい。 単なる「教育性」を求めるのではなく、「居心地の良さ」という観点からも公民館が必要となるのではないか。 公民館が地域の方の居場所として、また子どもの居場所（サードスペース）として機能していくべきということ。以前の公運審で子どものサードスペースとしての提案をしたところ、ある公民館で子どもたちの学習スペースなどを設置して実践していただいた報告があった。最近の子どもたちは、いろんなところで勉強をしている。ショッピングモールの飲食スペース等を利用していたりする。 公民館の講座の実践の仕方として、縦軸に「生涯学習の教育性」の高い低いを考え、横軸に「居心地」の高い低いを考えてみるのはどうか。例えば、教育性は高いが居心地は悪い、というのは「講義型の講座」として捉え、教育性は低いが居心地は良い、というのは「グループワーク型の講座」として整理する、などという感じである。 そのように整理していくと、まちづくりセンターの職員が活動する中で、地域課題を発見しフィードバックする際に、公民館が地域の居場所となることで地域に還元しやすくなることにつながるのではないか。また、防災対策という観点からも、絆を強めるために公民館の「居心地の良さ」が重要になり、公民館のファクターとして捉える必要があるのでは。 また、子育て関係の講座についても、単に講座開催を広報するだけでなく、地域の民生児童委員の方から出産間近のお母さんに案内してもらうなどというかたちで連携していく。そういうところから、「公民館に行けば何か楽しいことがある」という「居心地の良さ」と、「公民館に行けば何か勉強になる」という「教育性」を感じてもらう。「教育性」と「居心地の良さ」のふたつの軸で整理していくと、そこから不足する内容、課題が見えてくるのではないか。「まちづくり性」と「社会教育性」との有機的な連携のあり方という点からも、このふたつの軸で整理してみるのもいいのではないか。
委員	今の意見に関連して、東部公民館において、子どもたちの居場所として「学習スペース」が設けられている。この場所を単なる学習スペースというだけでなく、他に子どもたちへのアプローチができればいいと思う。
	【報告（1）】熊本地震における公民館の避難所運営状況報告について
事務局	昨年度2月の公民館運営審議会において、熊本地震における公民館の被災状況をお伝えしていたところであるが、今回はその熊本地震における避難所の運営状況について報告させていただく。 （資料に基づき内容説明）

委員	現在、熊本大学においても、熊本地震における公民館の状況等について、各館へ聞き取り調査をさせていただいているところですので、貴重な情報提供に感謝申し上げます。聞き取りをしている中で、各公民館において記録を残すということの重要性を感じたところである。ある東部の地域公民館においては、自治会が主体となって今回の震災の記録誌を作成していると聞いた。これは、公民館における学習が反映された良い事例かと思われる。小学校単位においても、避難所開設に関する記録誌をPTAが中心となって残す動きがあるようだ。ぜひ、公民館がそのような取り組みを支援していただきたい。
委員	平成 29 年度事業計画の重点項目の「1 公民館講座の充実」の「(2) 熊本地震を受けて地域力の向上を目指した防災意識を高める講座の実施」に関連して。さきほどの【報告 (1)】の説明中に、熊本市は避難所開設・運営マニュアルの見直しをすることで三つの方針を挙げてある。それを受けての公民館の講座かと思うが、実際、今年度防災関連の講座がどのくらい実施されているのか。公民館における防災関連の講座の位置付けはどのようなものかお聞きしたい。中学校においても避難所開設したため、今後自分達がどのように学んでいけばいいのかという点に関して参考にしたいため。
事務局	さきほどの事業計画の中でもお話ししたが、現在、秋津公民館の研修室において「朝ごはんのつどい」というのを自治会の方も参加して実施している。そのため、単なるスキルアップだけでなく、普段からのつながりや関わりを大事にしていくという観点で公民館の講座を計画・実施していく予定である。それを通じて、地域力を高めたり、防災意識の向上につなげていきたいと考えている。今後 9 月に、まちづくりセンターの職員と公民館の社会教育主事が参加した防災に特化した研修を計画している。
委員	重点項目として挙げてあるので、単に防災意識を高めるだけでなく、全公民館において意図的・具体的な方向性があるのかと感じたが、これから計画・実施していくということで理解した。今後、公民館を中心にまちづくりセンターも一緒になって、できることから始めて、地域の防災力を高めていってほしい。学校においても、災害の際には地域の方が数名駆けつけていただけるような協力体制を作ったところである。公民館だけが避難所ではないので、地域の防災意識を広げていただくとともに、コミュニティ作りの中心になるような講座を開催していただきたい。
委員	自分も同様のことを考えていた。公民館が単独で講座を実施するのではなく、市役所内での他課、例えば保健子ども課などと連携して講座を開催していくのが効率的ではないか。それぞれで同じようなことを実施するから予算もかさばることになる。イニシアティブをとるところはとって、連携したり、協力していくべきだと思う。
事務局	おっしゃるとおり、今回まちづくりセンターに配置した地域担当職員と連携しながら、地域の方とも協力しながら、交流の場・地域課題の解決の場として、公民館が中心となるようにしていきたいと考えている。まさにこれからであると考えており、一歩踏み出せていくようなかたちで進めていきたい。
委員	先日、中央区長が中央区内の校区自治会の総会に来られて話されたが、以前の「市民センター」と今回の「まちづくりセンター」とは違うという認識でよいのか。「市民センター」の機能を持ちつつ、今後はアウトリーチするような機能を「まちづくりセンター」が持ったということか。
事務局	今から「積極的に外へ出て行き、地域と関わる」職員を配置した、ということ。これまでも保健師を各担当校区に配置していたように、「地域担当職員」を配置したということ。その中で、公民館の職員と連携しながら地域課題を解決していくという体制である。

	【報告 2】白川公園内複合施設整備事業（中央公民館建替）について
事務局	昨年度の公民館運営審議会において説明しているところであるが、今回審議会の委員の改選もあったので、あらためてこれまでの経緯及び進捗状況と今後の計画を説明。
委員	会議室の数がこれまでのものより減っているのはなぜか。また、発達障がいを持つ方の中で、部屋の間隔や物音、壁の色に敏感な方もいらっしゃる。昨年度の熊本地震の避難所においても、そのために苦慮された方がいらしかったと聞いている。そのような配慮も障がい者施設や障がい者就労支援施設から意見を聴いたりして対応していただきたい。
事務局	会議室等の数については、基本的にはこれまでと同じにしている。ただし、今回はシャワー室やトレーニング室、軽音楽室などとしているため、機能的に変更したところであるが、部屋数としては同じである。また、これまでにはなかった「間仕切り」が出来るようにした部屋もあり、さまざまな利用形態に対応できるようにしている。防音機能も付けている。障がい者団体とも2回ほど協議をしている。
委員	中央公民館に指定管理者制度を導入するということだが、公民館は公共性を有している施設である上、主催講座等を公費で実施し、それを受講できることが法律で保障されている中で、指定管理者制度を導入するとなると受益者負担が叫ばれる今日、新しくできる公民館において指定管理者制度がなじむのかどうかという点を検討していただけるのかどうか。もうすでに決まったことであれば、その制度を導入するのであれば、その契約相手方に他の公民館と同等の条件を提示するという努力をしていただきたいと思う。
事務局	指定管理者制度の導入に関しては、きめ細かい対応をしていきたいと考えている。今回のこの制度の導入の方向にあたっては、白川公園全体、また公園内にある茶室、トイレ、さらには新たに加える老人福祉センターの機能も含めて、一元管理をした方が有利ではないかという点からの判断であった。
	【議事終了】
	【閉会】